## 論文審査の要旨及び担当者

No.1

報告番号	甲	乙	第	号	氏	名	米谷「	南海	
論文審查担当	主	査	政策・メディア研	究科多	負	兼 総合政策学部教授	新保	史生	
		副	査	慶應義塾大学名誉	教授			菅谷	実
		副	査	政策・メディア研	究科多	兵員 美	兼 総合政策学部教授	小澤	太郎
		副	査	政策・メディア研	究科多	兵員 美	兼 総合政策学部教授	飯盛	義徳
学力確認担当	者:								

米谷南海君の学位請求論文は、「東アジアにおけるケーブルテレビの発展と社会的役割の構築過程:日本・韓国・台湾を事例とした政府企業間関係論研究」と題し、ケーブルテレビ事業者と政府(中央省庁・地方自治体)の政府企業間関係がケーブルテレビ事業者の社会的役割の構築過程に与える影響に注目し、その因果メカニズムを国際比較分析によって明らかにしようとする研究である。

米谷論文は序章、本論全6章及び終章で構成される。各章の概要は以下の通りである。

序章では研究背景として、日本、韓国、台湾のケーブルテレビ事業者が地上波テレビ放送の難視聴地域における「地域メディア」として誕生し、同様の技術的発展を辿ってきた一方で、現在のその社会的役割には大きな差異が存在することを説明している。すなわち、日本のケーブルテレビ事業者が事業開始当時と変わらず「地域メディア機能の提供」を自身の社会的役割と認識しているのに対し、韓国のケーブルテレビ事業者は「低廉な新サービスの先駆的提供」を、台湾のケーブルテレビ事業者は「低廉なサービスの提供」と「エスニック・メディア機能の提供」を社会的役割として認識している。本論文の最大の関心は、同様の誕生契機や技術的発展経緯を経験した三地域においてなぜケーブルテレビ事業者の社会的役割に大差が生じたのか、その要因を明らかにすることにある。

第1章ではケーブルテレビ分野の先行研究を整理し、日本におけるケーブルテレビ研究が「ケーブルテレビ=地域メディア」という固定化された図式のもとで展開してきたこと、及びケーブルテレビ事業者の「地域メディア機能の提供」という社会的役割の実現方法が議論の中心に据えられてきたことを示している。その上で先行研究に残された課題として以下の二点を挙げている。第一に、「ケーブルテレビ=地域メディア」という図式がケーブルテレビ研究の暗黙的な前提となっており、日本のケーブルテレビ事業者が「地域メディア機能の提供」という社会的役割を担うに至った経緯や一般的に採算性が低いと考えられている地域向けサービスを事業の主軸に置きながらも今なお市場に残存している仕組みについては十分な検討が行われていない。第二に、地域情報化研究の枠組みにおいてケーブルテレビ事業者と地方自治体の関係性に関する事例研究が数多く蓄積されているが、それらの多くは各地の先進事例を断片的に紹介するものにとどまっており、ケーブルテレビ事業者の政府企業間関係について通時的あるいは汎用的な考察を行ったものは見当たらない。

第2章では、分析枠組みの妥当性を検証し、分析対象と分析手法について述べている。具体的には、20世紀以降に台頭した新しい制度的企業観のもとで「企業の社会的役割」という概念が誕生したこと、及び法律等のルールを整備・運用して企業行動に影響を与える政府が

企業の社会的役割の規定に関与するステークホルダー中でも特に重要な主体であることを論 じ、政府企業間関係論アプローチという分析枠組みの本論文への適用妥当性を検証している。 その後、ケーブルテレビ事業における政府企業間関係の規定要因として「企業の制度的特徴」、 「政府の制度的特質と能力」、「政府企業間のインターフェイス」、「是正すべき潜在能力 格差」の四つを提示し、前三者については比較歴史分析を行い、残る一つについては批判的 言説分析を行うことを説明している。

第3章では、規模の経済性、補完性、ネットワーク効果等、ネットワーク産業であるケーブルテレビ事業が有する経済学的特性について説明した上で、それらの特性を根拠に実際にどのような政府規制がケーブルテレビ事業者に課されているのかを概観し、ケーブルテレビ事業の政府企業間関係が一般的な産業のそれと比べて密接な場合が多いことを示している。

第4章、第5章、第6章では日本、韓国、台湾におけるケーブルテレビ事業の変遷を第2章で提示した政府企業間関係の規定要因をもとに分析し、三地域において以下のような差異があることを明らかにしている。まず、ケーブルテレビ事業者の社会的役割が事業開始当初から現在に至るまで「地域メディア機能の提供」から変わっていない日本では、政府がケーブルテレビ事業の地域性を重視した法制度や政策を整備し、政府企業間関係が密接であり続けていた。それに対し、ケーブルテレビ事業者の社会的役割が「地域メディア機能の提供」から「低廉な新サービスの先駆的提供」へと変化した韓国では、ケーブルテレビ事業開始当初は密接であった政府企業間関係が1990年代末以降に急速に希薄化していた。また、ケーブルテレビ事業者の社会的役割が「地域メディア機能の提供」から「低廉なサービスの提供」と「エスニック・メディア機能の提供」へと変化した台湾では、政府企業間関係は一貫して希薄な傾向にあったものの、ケーブルテレビ事業開始当初はケーブルテレビ事業の地域性という点において、2000年前後からはエスニック・マイノリティの保護という点において、それぞれ政府企業間関係が部分的に密接であった。

終章では各章を総括するとともに、国際比較分析によって得られた知見として以下の二つ を挙げている。第一の知見は、ケーブルテレビ事業者の社会的役割は各地域や各時代の政府 企業間関係を反映して変容するということである。日本と韓国の事例は政府企業間関係の密 接度がケーブルテレビ事業者の社会的役割の決定や存続性に影響を与えることを示してお り、日本と台湾の事例は政府がケーブルテレビ事業のどの側面に対して介入を強めるのかと いう点もケーブルテレビ事業者の社会的役割の違いを生む要因となることを示している。第 二の知見は、政府企業間関係の規定要因のなかでも政府企業間インターフェイスの在り方が ケーブルテレビ事業者の社会的役割の実現性や存続性に特に大きな影響を与えるということ である。三地域の事例でも見られるように、政府は社会に存在する潜在能力格差を是正する 手段としてケーブルテレビ事業を活用するため、ケーブルテレビ事業者は採算性の低いサー ビスの提供を求められることが多い。社会における潜在能力格差の是正という社会的役割を 実現しながら市場での生き残りを果たすことはケーブルテレビ事業者にとって非常に困難な ことであるが、ケーブルテレビ事業者がそれらを両立させるための現実的な事業基盤を構築 するのが政府企業間のインターフェイスである。特に財政面や金融面における公的支援措置 や官民連携事業は、採算性の低い事業を展開する際に発生するコストやリスクを軽減するた め、ケーブルテレビ事業者の社会的役割の実現性や持続性により直接的な影響を与える。な お、終章では各地域におけるケーブルテレビ事業者の将来的課題の検討のほか、本論文の学 術的成果と残された課題についても言及している。

本論文は、これまでのケーブルテレビ研究と比較して、以下の点で新たな学術的貢献をしている。

第一に、日本、韓国、台湾におけるケーブルテレビ事業者の社会的役割がそれぞれどのように生成・発展・変容・消滅・転換してきたかを比較分析することで、ケーブルテレビ事業者の社会的役割が恒常的なものではないことを示し、日本のケーブルテレビ研究における「ケーブルテレビ=地域メディア」という固定化された図式が必ずしもケーブルテレビ事業者の在り方を正しく表現していないことを明らかにした。国際比較分析によって日本のケーブルテレビ研究の暗黙的な前提となっている上述の図式を批判的に検証する試みはこれまでの先行研究には存在しない新たな試みであり、ケーブルテレビ研究の硬直化を防ぐとともに、流動的な社会経済的諸状況を視野に入れたより多角的な研究アプローチの展開を可能にするものとして評価できる。

第二に、ケーブルテレビ事業の政府企業間関係に関する先行研究の多くがケーブルテレビ事業者と地方自治体とを取り上げた事例研究に留まっているのに対し、本研究は日本、韓国、台湾を事例とした国際比較分析を行うことでケーブルテレビ事業の政府企業間関係に関する法則定位的な知見を導出しており、政府企業間関係論という立場からケーブルテレビ分野における新たな研究視角を開拓している。

第三に、本研究は約半世紀の歴史を持つ日本、韓国、台湾のケーブルテレビ事業に関する情報について、政府刊行物を含む文献調査と現地でのインタビュー調査によって収集し、それらの調査から得られた膨大なデータに基づいて各地域のケーブルテレビ事業の歴史的変遷について詳細に分析している。世界的なケーブルテレビ高加入率地域であるにもかかわらず日本では研究の数が限られている韓国と台湾のケーブルテレビ事業について詳細かつ体系的な分析を行ったことは、ケーブルテレビ事業の多様な在り方を提示するとともに、ケーブルテレビ研究の重層的かつ多面的な進展に寄与したとして高く評価できる。

米谷論文は、政府企業間関係がケーブルテレビ事業者の社会的役割に及ぼす影響に着目した新しい研究枠組みへの挑戦である。その研究枠組みは、国際比較分析の対象地域を増やすことで有効性がより明らかになるという点や政治的要因がケーブルテレビ事業者の社会的役割に与える影響について検討することでより立体的な分析が可能になるという点において一層の深化も求められるが、それは本論文の学術的意義を損なうものではない。本論文は、米谷南海君がメディア分野の産業論や政府企業間関係論の研究における中核的研究者となることを期待させるに十分な水準にある。

以上の評価から、本学位審査委員会は、米谷南海君が博士(政策・メディア)の学位を授与する資格があるものと認める。